

相続のQ&A 第11回「親から支援を受けていた場合の相続について」

Q 先日、父が亡くなり、父の財産を私と兄の2人で相続することになりました。
兄は、大学を4年間通い、父がその授業料を全額負担していたほか、兄が結婚した際に父から結婚資金までもらっています。
それにもかかわらず、兄は、「父の財産を法定相続分（各2分の1）のとおり分割しよう。」と提案してきます。私は、父から何ももらっていないのに、兄と相続分が同じなんて納得できません。
この場合でも、兄と私の相続分は同じになってしまうのでしょうか？

A あなたの兄が受ける相続分は、あなたよりも少なくなる可能性があります。
民法第903条では、①亡くなった人（被相続人）から遺贈を受けた相続人、②被相続人から結婚のため又は生計の資本として贈与を受けた相続人がいるときは、被相続人が有した相続開始時の相続財産にその贈与の財産を加えたものを全相続財産として、最終的な相続分を算定すると定めています。つまり、被相続人から生前に結婚資金等をももらった相続人は、被相続人から受けた財産分だけ相続分が少なくなるということになります。

このように、被相続人から生前等に特別な財産を受けている相続人のことを「特別受益者」といいます。

特別受益者と認められるためには、結婚資金としての贈与や生計の資本（開業資金又はマイホーム取得の補助等）としての贈与などの実態を考慮した上で、被相続人から特別な財産を受けていると判断されることが必要となります。ただし、例えば、単に「大学の学費を支払ってもらっているから不公平だ」と主張するだけでは、親の扶養義務の範囲内と判断され、特別受益者として認められない場合もあります。

今回のケースでは、大学の正規課程である4年分の学費については、親の扶養義務の範囲であり特別受益には該当しないと思われませんが、結婚資金として受領した費用については、特別受益として認められる可能性があります。

なお、特別受益の確定は、原則として共同相続人間の協議で行われます。仮に協議が調わないときは、家庭裁判所に審判を求めることができます。

次回は、第12回「子供同士で相続分を決められますか？」をテーマにご案内いたします。

ご不明な点は、旭川地方法務局までお問い合わせください。

☎0166-38-1111又はホームページ「旭川地方法務局」で検索。

平成28年度狩猟免許試験について

◎狩猟をされようとする方々へのお知らせ

【狩猟試験予備講習】

1. 日 時 平成28年7月31日（日） 9時～16時30分
2. 会 場 岩見沢市会館まなみ～る 多目的室①②③
3. 受 講 料 ・第1種、第2種 7,500円（テキスト代込み）
・網、5,000円 ・わな、5,000円
・第1種または第2種と同時に網、わなを受講 10,000円
4. 受付期間 平成28年6月22日～平成28年7月22日

【狩猟試験】

1. 日 時 平成28年8月7日（日）9時～
 2. 会 場 空知総合振興局
- ※詳しくは下記までお問い合わせ下さい。
空知猟政協議会 電話・FAX（同番号） 0126-25-5768
（火曜日・木曜日事務所対応）

